

○宜野湾市こどもの居場所運営支援事業補助金交付要綱

平成29年 6 月19日

告示第67号

(趣旨)

第1条 この要綱は、宜野湾市こどもの居場所運営支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 内閣府の「沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金」を利用し、市内の貧困状態にあるこどもや将来的に貧困に陥る可能性があるこどもの居場所の運営に対し支援を行うことにより、こどもの貧困の連鎖を断ち切り自立を助長し、もって福祉の増進に資することを目的とする。

(補助の対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、こどもの居場所の運営支援として次に掲げる事業とする。

(1) ボランティア団体等が実施するこどもの居場所運営事業

(2) 公共施設管理団体等が実施するこどもの居場所運営事業

(事業の対象者)

第4条 前条各号の事業の対象者となるものは、市内の貧困状態にあるこどもや将来的に貧困に陥る可能性があるこども等で、おおむね18歳以下の者とする。
ただし、利用するこどもの心情に配慮し、それ以外の者が一緒に利用しても差し支えない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、第3条に掲げる各事業の交付要領に定めるところによるものとする。

(補助金額)

第6条 第3条の事業実施に伴う補助金額は、予算の範囲内で各事業の交付要領に定めるところによるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体等は、市長の定める日までに宜野湾市こどもの居場所運営支援事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請があった場合は、これを審査し、補助金を交付することが適正であると認めたときは、宜野湾市こどもの居場所運営支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

(変更申請)

第9条 補助事業者は、前条により交付の決定を受けた申請内容を変更して交付対象事業を行う場合は、宜野湾市こどもの居場所運営支援事業補助金変更交付申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額の上限については、各事業の交付要領に定める額を超えないものとする。

(中止又は廃止の承認申請)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、宜野湾市こどもの居場所運営支援事業補助金事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、事前にその承認を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業を完了又は廃止したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった会計年度の3月末日のいずれか早い期日までに、宜野湾市こどもの居場所運営支援事業補助金事業実績報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第12条 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し事業が適正に実施されたと認めるときは、補助金の額を確定し、宜野湾市こどもの居場所運営支援事業補助金確定通知書(様式第6号)により通知する。

(決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号の一に掲げる行為をしたときは、補助金

の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金等の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途へ使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは規定又はこれらに基づく市長の処分に違反したとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

(補助金の概算交付)

第14条 補助事業者は、補助金の概算交付を受けようとするときは、宜野湾市こどもの居場所運営支援事業補助金概算交付申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。その際、1回の交付限度額は交付決定額の5割までを限度として、2回に分けて交付決定額の9割までを概算請求することができるものとする。

(補助金の精算)

第15条 市長は、前条の規定により事前に概算交付した当該事業について第12条の規定による補助金等の額を確定したときは、速やかに精算を行い、不足額を交付し、又は剰余金額の返納を期限を定めて命ずるものとする。

(帳簿等の整備及び保存)

第16条 補助事業者は、他の事業と区別して、補助事業の実施状況及び補助事業に係る経費の収支に係る状況を明らかにするために必要な帳簿及び証拠書類を備え、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年4月1日告示第39号)

この告示は、令和２年４月１日から施行する。

附 則(令和５年３月31日告示第55号)

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

附 則(令和７年３月31日告示第51号)

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

附 則(令和８年１月23日告示第11号)

この告示は、令和８年１月23日から施行する。